

平成 26 年度宗像市高等学校等奨学金支給要領

1 目的

この要領は、平成 26 年度に「宗像市高等学校等奨学金支給要綱」に基づき宗像市高等学校等奨学金を支給するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 支給要件

宗像市高等学校等奨学金を受ける者は、同時期に給付・貸与に関わらず他の奨学金を利用してはならない。

*平成 26 年度は生活保護基準改正に対する経過措置として、平成 25 年 4 月 1 日時点の生活保護基準額を適用する。

3 申請手続

奨学金の支給を受けようとするものは、次に掲げる書類を宗像市教育委員会へ提出しなければならない。

- (1)平成 26 年度宗像市高等学校等奨学金支給申請書
- (2)口座振込依頼書及び誓約書
- (3)在学証明書
- (4)住民票（生徒と生計を同一にしている者全員が記載されているもの・外国人登録原票記載事項証明書でも可）
- (5)平成 26 年度所得証明書(生徒と生計を同一にしている扶養義務者のうち所得がある者について提出する。
ただし、すべての扶養義務者に所得がない場合は、生計中心者(世帯主)分のみ提出する。)
- (6)ひとり親家庭医療証の写し（ひとり親家庭であることが証明できる書類でも可）

4 扶養義務者と所得審査について

- (1)扶養義務者(民法第 877 条第 1 項)が生徒と生計を同一にしている場合には、所得審査の対象となる。
- (2)扶養義務者とは生徒の父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹を指す。
- (3)生徒と扶養義務者の住所が同一の場合、世帯分離をしている場合にあっても、別生計であることが証明されない限り所得審査の対象とする。

5 認定及び支給開始の時期

- (1)認定日は、原則として、申請書が提出された日の翌月 1 日とする。ただし、市が指定した期間内に申請のあったものについては、4 月 1 日に遡って認定を行うことができる。
- (2)生活保護廃止に伴って宗像市高等学校等奨学金の申請を行う場合は、廃止日に遡って申請を行うことができる。

6 支給期間

申請期間とその認定日および支給期間は下表のとおりとする。

申請期間		認定日	支給対象月
平成 26 年	6 月 10 日～19 日	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
	6 月 20 日～30 日	平成 26 年 7 月 1 日	平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月
	7 月	平成 26 年 8 月 1 日	平成 26 年 8 月～平成 27 年 3 月
	8 月	平成 26 年 9 月 1 日	平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月
	9 月	平成 26 年 10 月 1 日	平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月
	10 月	平成 26 年 11 月 1 日	平成 26 年 11 月～平成 27 年 3 月
	11 月	平成 26 年 12 月 1 日	平成 26 年 12 月～平成 27 年 3 月
	12 月	平成 27 年 1 月 1 日	平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月
平成 27 年	1 月	平成 27 年 2 月 1 日	平成 27 年 2 月～平成 27 年 3 月
	2 月	平成 27 年 3 月 1 日	平成 27 年 3 月

※年度途中で廃止となる場合は、廃止となる日の属する月の分までを支給する。ただし、月の初日で廃止となる場合は、前月分までを支給する。

7 支給の停止

宗像市高等学校等奨学金支給要綱第 8 条に該当する可能性があるとして宗像市教育委員会が判断した場合は、奨学金の支給を停止することができる。

施行年月日

この要領は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。